第三十九条の七の見出しを「（塡補すべき損害の額）」に改め、同条第一項中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第二項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「てん補しない」を「塡補しない」に改め、同条第四項中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改める。

第三十九条の八の見出し中「てん補」を「塡補」に改め、同条第一項中「第百十一条の四」を「第百十一条の三」に、「てん補する」を「塡補する」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条第二項中「てん補する」を「塡補する」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に改める。

第三十九条の九第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合は、法第百十九条第一項ただし書の規定により特約をする場合における当該特約に係る保険期間を、特定事故海域において周年操業する漁船の運航その他保険約款で定める漁船の運航については一年、特定事故海域において年間を通じて三月以内に限り営むことができる漁業に従事する漁船の運航については二月又は三月、当該特約に係る保険の保険期間の始期又は終期に特定事故海域において操業する漁船の運航については一月、二月又は三月とすることができる。

第四章を削る。

第三十九条の十一の十一中「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に改め、「（委付の通知の期限）」を削り、同条を第三十九条の二十四とする。

第三十九条の十一の十中「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に改め、「（船舶の行方不明）」を削り、同条を第三十九条の二十三とし、第三十九条の十一の九を第三十九条の二十一とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二十二　漁船積荷保険の特定特約部分の保険の目的たる漁船積荷を積載した漁船につき、特定事故による損害発生の危険が切迫し、その継続中に保険期間が満了すべきときは、組合員は、保険期間の延長を請求することができる。延長した保険期間が満了すべきときも、また同様とする。

2　前項の場合には、第二十九条第二項及び前条第二項の規定を準用する。

第三十九条の十一の八中「普通保険の保険期間」を「漁船保険の保険期間（満期保険にあつては、保険料期間）」に改め、同条を第三十九条の二十とし、第三十九条の十一の七を第三十九条の十九とする。

第三十九条の十一の六の前の見出しを削り、同条中「保険期間」を「漁船積荷保険の保険期間」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、組合は、法第百二十六条の四第一項ただし書の規定により特約をする場合における当該特約に係る保険期間を、保険の目的たる漁船積荷を積載する漁船につき特定事故海域において周年操業する場合は一年、当該特約に係る保険の保険期間の始期又は終期に特定事故海域において操業する場合は一月、二月又は三月とすることができる。

第三十九条の十一の六を第三十九条の十八とし、同条の前に見出しとして「（保険期間）」を付する。

第三十九条の十一の五の見出しを「（塡補すべき損害の額）」に改め、同条第一項中「第百二十六条の三第一項」を「第百二十六条の四第一項」に、「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に、「第百十一条の四後段」を「第百十一条の三後段」に、「てん補する」を「塡補する」に、「漁船積荷保険事故」を「事故」に改め、同条第二項中「漁船積荷保険事故」を「事故」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条第三項中「てん補しない」を「塡補しない」に改め、同条を第三十九条の十七とする。

第三十九条の十一の四の見出しを「（救助費の塡補）」に改め、同条中「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に、「第百十一条の四後段」を「第百十一条の三後段」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、「に起因する漁船積荷保険事故」を削り、同条を第三十九条の十六とする。

第三十九条の十一の三第一項中「第百二十六条の五第一項第三号」を「第百二十六条の六第一項第三号」に改め、同条第二項中「第百二十六条の五第一項第三号」を「第百二十六条の六第一項第三号」に改め、同条を第三十九条の十五とする。

第三十九条の十一の二の見出しを「（塡補すべき損害の範囲）」に改め、同条第一項中「に起因する漁船積荷保険事故（法第三条第七項の漁船積荷保険事故をいう。以下同じ。）」を削り、「の定めるところにより、てん補する」を「で定めるところにより、塡補する」に改め、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第二項中「漁船積荷保険事故」を「事故」に、「普通保険」を「漁船保険」に、「てん補される」を「塡補される」に、「の定める」を「で定める」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、第三章第五節中同条を第三十九条の十四とする。

第三十九条の十一第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十九条の九第二項」を「第三十九条の九第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合は、法第百二十五条第一項ただし書の規定により特約をする場合における当該特約に係る保険期間を、特定事故海域において周年操業する漁船の運航については一年、特定事故海域において年間を通じて三月以内に限り営むことができる漁業に従事する漁船の運航については二月又は三月、当該特約に係る保険の保険期間の始期又は終期に特定事故海域において操業する漁船の運航については一月、二月又は三月とすることができる。

第三十九条の十一を第三十九条の十二とし、第三章第四節中同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の十三　漁船乗組船主保険の特定特約部分の保険の目的たる漁船の運航につき、特定事故による損害発生の危険が切迫し、その継続中に保険期間が満了すべきときは、組合員は、保険期間の延長を請求することができる。延長した保険期間が満了すべきときも、また同様とする。

2　前項の場合には、第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定を準用する。

第三章第四節中第三十九条の十を第三十九条の十一とする。

第三章第三節中第三十九条の九の次に次の一条を加える。

第三十九条の十　漁船船主責任保険の特定特約部分の保険の目的たる漁船の運航につき、特定事故による損害発生の危険が切迫し、その継続中に保険期間が満了すべきときは、組合員は、保険期間の延長を請求することができる。延長した保険期間が満了すべきときも、また同様とする。

2　前項の場合には、第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定を準用する。

第五章の章名中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第四十条を次のように改める。

（組合の通知義務）

第四十条　組合は、漁船保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分（法第百二十八条に規定する特定塡補区分をいう。）を除く。）及び漁船積荷保険の保険ごと（漁船船主責任保険にあつては、塡補区分ごと）に、毎月十日までに、その前々月に成立した保険関係についての次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　件数

二　保険金額の合計額

三　純保険料の合計額

四　再保険料の合計額

五　保険料に係る国庫負担金の合計額

2　法第百三十四条第二項の規定により通知すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　保険関係の内容

二　事故が発生した日時及び場所

三　事故の概要（損害の程度を含む。）

四　乗組員の安否

3　法第百三十四条第三項の規定により通知すべき事項は、再保険金を支払うべき原因の発生に関する事項とし、当該原因の発生した日の属する月の翌月十日までに通知しなければならない。